

栄養士・管理栄養士(受験資格)

1 栄養士免許証の取得に必要な科目

本学栄養学部栄養学科は、栄養士法に定める栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受け、栄養士法施行規則に定める科目を開講している。

栄養士免許を取得するには、P.115 別表 1 栄養士課程に記載の科目すべてを修得し、本学科を卒業しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格の取得に必要な科目

本学栄養学部栄養学科は、栄養士法に定める管理栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受け、栄養士法施行規則に定める科目を開講している。

管理栄養士国家試験受験資格を取得するには、P.116、P.117 別表 2 管理栄養士課程に記載の科目すべて、及び選択必修科目 1 科目を修得し、本学科を卒業しなければならない。

3 校外実習・臨地実習について

I. 授業への出席状況ならびに成績が良好であること。

II. 臨地実習事前・事後指導の授業を受講していること。

III. 栄養士免許を取得する者は、学科が別に定める履修要件を満たしていなければ「校外実習」を履修できない。

IV. 管理栄養士国家試験受験資格を取得する者は、学科が別に定める履修要件を満たしていなければ「臨地実習Ⅰ～Ⅲ」を履修できない。また、「校外実習」を修得していなければ「臨地実習Ⅰ～Ⅲ」は履修できない。

※「校外実習」・「臨地実習Ⅰ」は必修、「臨地実習Ⅱ」・「臨地実習Ⅲ」は選択必修科目である。

V. 「給食経営管理基礎実習」(2 年後期)を修得していない場合は「校外実習」・「臨地実習Ⅰ～Ⅲ」を履修できない。

VI. 実習は厚生労働大臣の認可施設で行う必要があるため、学生個々の希望選択には応じられない。

VII. 校外実習・臨地実習では、実習受け入れ施設が求める学生情報(氏名、生年月日、住所、健康状態等)を提供する。

VIII. 所定の項目に関する健康診断及び抗体価検査を受けなければならない。なお、抗体価検査の結果によっては、必要な項目においてワクチン接種が必要になる。

4 栄養士免許申請について(4年次)

I. 卒業時に石川県に住民票のある者は、石川県健康福祉部健康推進課へ大学が一括して申請する。

II. 石川県以外の居住者および居住予定者は、個人で居住地を管轄する保健福祉センター(保健所)等(各県で名称が異なる)へ申請が必要になることがある。

III. 申請手続きについては別途説明会を行うので必ず参加すること。

5 管理栄養士免許申請について(4年次)

I. 管理栄養士国家試験を受験する者は別途説明会を行うので必ず参加すること。

II. 管理栄養士免許申請については別途説明する。